

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 内山国有林（立木販売・造林事業）一括発注請負
- 2 履行場所 宮崎県東諸県郡綾町内山国有林2003ろ林小班
別冊 図面のとおり
- 3 事業内容 植付作業 6.55ha
鹿ネット設置作業 3,050m
- 4 事業期間 令和5年 ○月○日から
令和7年 2月20日まで
(ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、作業内訳書のとおり)
- 5 作業仕様 別冊、作業仕様書のとおり
- 6 請負金額 ￥○,○○○,○○○-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥○○,○○○-)
- 7 選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	部分払	1回以内	第38条
○	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

8 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

9 特約事項

(1) 別紙、特約事項内訳書のとおり

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 宮崎森林管理署長 山口輝文と 請負者 ○○○○ ○○○○ ○○ ○○は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和5年9月22日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び令和5年9月22日に交付した造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年○月○○日

発注者 住 所 宮崎県宮崎市柳丸町388-5
氏 名 分任支出負担行為担当官
宮崎森林管理署長 山口輝文 印

請負者 住 所 ○○市○○
○○○○○○
○○○○○○ ○ ○ ○ ○ 印

【注】 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】 請負者 ○○共同事業体
代表者 ○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○ 印
○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○ 印

(別紙)

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の区分	選 択 事 項			選 択 条 項
○	各会計年度における請負金の支払限度額	5年度	0 円	第40条第1項
6年度		0 円		
年度		円		
○	支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定	5年度	0 円	第40条第2項
6年度		0 円		
年度		円		
×	前払金			第41条
×	翌会計年度の前払金相当額	円		第41条第3項
×	部分払			第42条
×	前払金の支払を受けている場合の部分払額の決定	(a)		第42条第2項
		(b)		
×	各会計年度において部分払を請求できる回数	年度 年度 年度	回 回 回	第42条第3項

1. 苗木の購入及び研修

- (1) 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

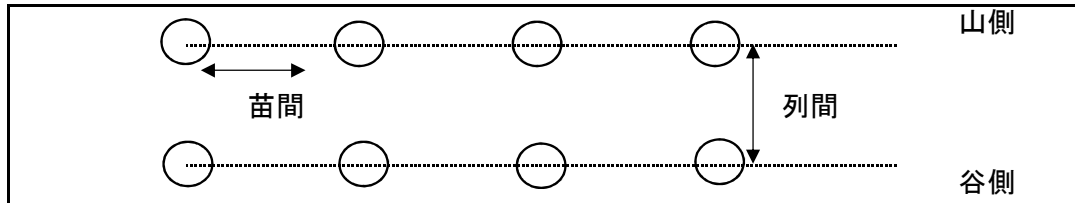
2. 苗木の管理

- (1) 検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- (2) 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
		苗間	列間	
スギ	1809	2.34	2.34	2003ろ

(平面図)



4. 植付要領

- (1) 植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- (2) 苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- (3) 側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- (4) 地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

5. 作業上の留意事項

- (1) 苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- (2) 苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。

6. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を乙の負担により確保すること。

7. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

1. 獣害防止ネットの購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、発注者の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、請負者の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

2. 獣害防止ネット設置要領

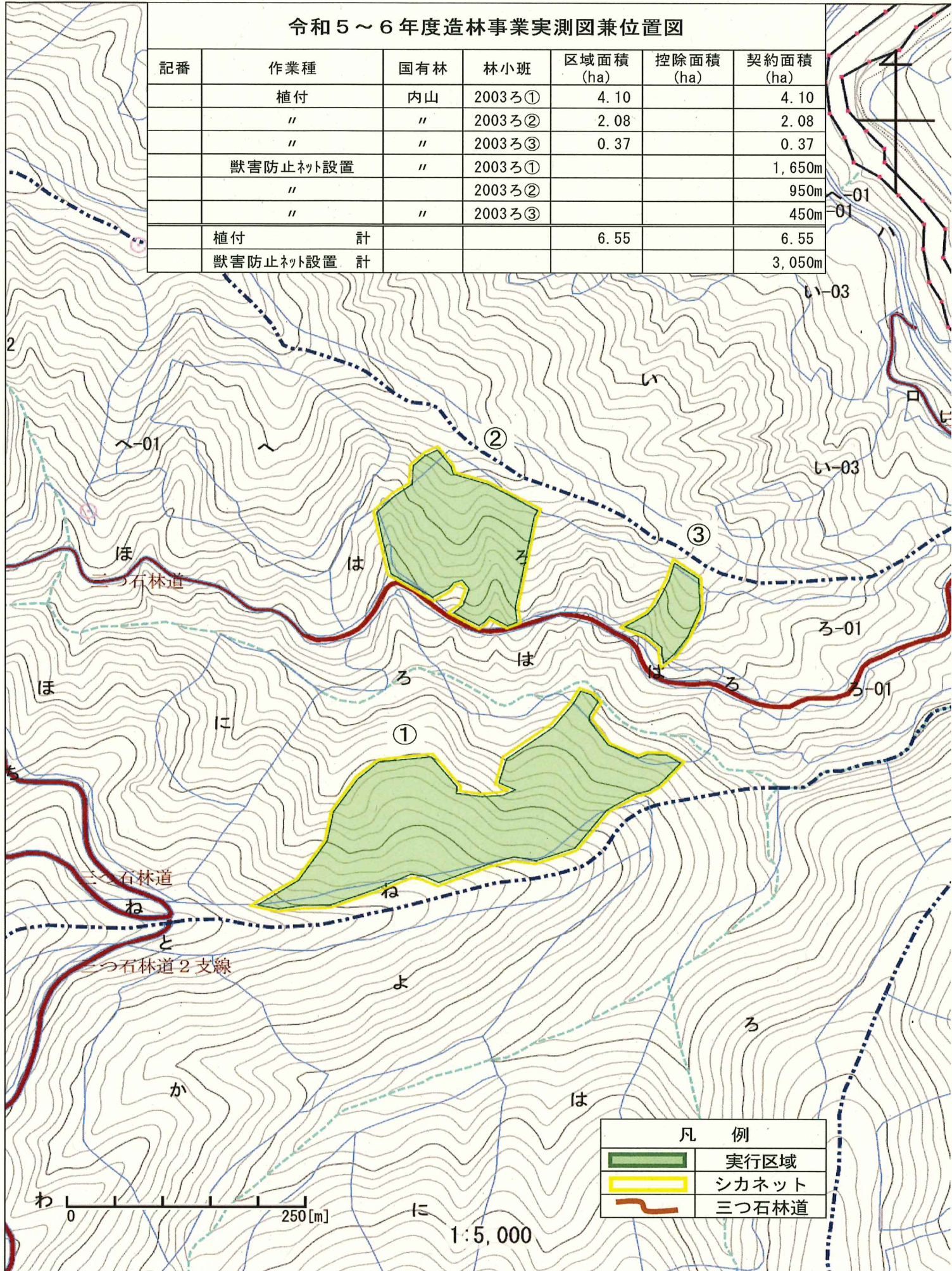
- (1) ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。
- (2) 支柱は地形・地質を考慮し4 m 間隔を基本に打ち込み固定すること。
- (3) 急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。
- (4) ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。
- (5) 支柱とネットが接する部分は3箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。
- (6) 各支柱間のネットの下部（裾部分の端）には2箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。
- (7) 支柱の補強については、支柱2本当たり1箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。
- (8) 出入り口を監督職員の指示により設置すること。
- (9) 上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

令和5～6年度造林事業実測図兼位置図

記番	作業種	国有林	林小班	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)
	植付	内山	2003ろ①	4.10		4.10
	"	"	2003ろ②	2.08		2.08
	"	"	2003ろ③	0.37		0.37
	獣害防止柵設置	"	2003ろ①			1,650m
	"	"	2003ろ②			950m
	"	"	2003ろ③			450m
	植付 計			6.55		6.55
	獣害防止柵設置 計					3,050m



凡 例	
	実行区域
	シカネット
	三つ石林道